

梶村秀樹、堀和生論文に見る「竹島=独島」問題

(※『むくげ通信』254号(2012.9.30) 15~17頁)

飛田雄一

いま、尖閣列島問題とともに竹島=独島問題が日本外交の大きな問題となっている。昨日(2012.9.29)国連では韓国政府は日本を名指しないかたちで、批判の演説を行っている。中国政府の日本を名指しに批判したときのように反論権行使しなかったという。

この竹島=独島問題については、論文発表当時、梶村秀樹と堀和生の論文をみて「おわり」という感じだった。終わりというのではなく、梶村秀樹論文では韓国側に有利で、堀和生論文で、その有利が動かないものになった、というようなあいまいな記憶が残っていた。

その論文は、以下の2本だ。

- ① 梶村秀樹「竹島=独島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182号、1978.9)※182号は、「竹島=独島問題とはなにか」の特集号で、梶村論文の他に、日本政府、韓国政府、朝鮮民主主義人民共和国政府の見解、新聞投書、文献目録が掲載されている。
- ② 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」(『朝鮮史研究会論文集』24号、1987.3)

今回、その2論文を読み直してみた。やはり、私は韓国側有利のように思う。日清戦争の最中に尖閣列島を、日露戦争の最中に竹島を日本が領有したというのだから、もともとうさんくさいとは思っていたが…。

ここでは、両論文を紹介して、みんなの参考に資したいと思う。でも、私の要約よりは、両論文全文を読んでいただく方が好ましいことは言うまでもない。いまは一般的に入手困難な論文なので、必要な方は、飛田 hida@ksyc.jp まで「論文みたい」のメールをくだされば添付ファイルでお送りする。

〈梶村秀樹論文〉

梶村がこの論文を書くきっかけは、氏が出した『朝鮮史—その発展』(講談社現代新書、1977.10)の読者カードだったという。27歳の会社員からのもので、「17頁の朝鮮の地勢であるが、この地図では、竹島が独島と表記されていて、いかにも“朝鮮”領の如くに示されているのはどういう意図からか? その真意を問いたい。あるいは証明でも」と書かれていた。梶村は丁寧な返事を書くのだが、若い世代との対話と試みるつもりで論文を書くという。

「領土観や国家意識自体がいずれ止揚されるべきものだとする一般論から出発するのではなく、まず現

存の領土観の枠組みの中での個別竹島=独島問題を具体的に研究し、その中から一般論にいたる道筋を発見したいと思う」というのだ。

(1)「**日本国民の「竹島」認識**」では、新聞投書等の分析をおこなったのち、「はたして、竹島=独島問題において、日本側に100%の理があり、韓国側の主張は何の根拠もないことなのか? 政府が知らせないのなら、我々は自発的に知らなければならない」としている。

(※この(1)(2)は梶村論文の目次に飛田が便宜的につけた番号である。)

(2)「**韓国・朝鮮側の基本姿勢**」では、ともに議論の余地もないほどに自国の領土であるという主張を紹介し、

(3)「**日韓両政府の論争文献**」では、1950年代の日韓交渉でやりとりされた「口上書」のことなどが紹介されている。(近年、日韓交渉文書を公開させる運動が展開されていて、私も少し関係しているが、1978年段階で梶村が「おかみのやることを黙ってみておれ」という日本政府の態度を批判している事柄は、公開がすすんでいるのだろうか。)

日本側では川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1966)、韓国側では李漢基『韓国の風土』(ソウル大学校出版部、1969)が代表的なものだという。梶村論文は、以降、この川上の著書批判をかなり厳密に展開していく。日本の他の学者がほとんど日本政府の立場を指示・補強するものだが、山辺健太郎だけが「明白に異論を提起」し、「特に一九〇五年の日本編入過程の帝国主義的侵略性を糊塗しようとする日本政府の観点を強く批判」しているという。

(4)「**竹島=独島の自然条件**」(略)

(5)「**竹島=独島の地理的位置**」

鬱陵島、竹島の名称の混乱等に言及している。また、鬱陵島から竹島が見えないとする川上健三に数学的かつ文献的に反論しているものおもしろい。

(6)「**竹島=独島の歴史的名称**」(略)

(7)「**竹島=独島の認知**」では、「島の存在の認知の後に、結論的にいって、現在文献を読むかぎり、はやり朝鮮側の方が少し早い」と書かれている。1416~1881まで朝鮮側が税賦逃れの鬱陵島への渡島を禁じる「空島政策」をとったが、その関連で日本人の鬱陵島渡航時代があったという記述も興味深い。そして、「15世紀の朝鮮人民は、漠然とではあれ、竹島=独島の存在を認知していたと考えられる」としている。

(8)「一七世紀の実効的経営？」 国際法慣行において紛争裁判はどちらが先に知っていたか（「事実の認知」）とどちらが継続的に利用してきたか（「実効的経営の事実」）が重要になるが、その実効的経営にこの節では論じている。

(9)「竹島=独島の帰属についての意識」 「前近代における竹島=独島の「実効的経営」の実態は日朝両国とも、それを継続的なものと主張するほどもものではなかった。（略）この絶海中の無人島は、基本的には、アシカの天国たるにとどまり続けていたのである。しかし、その存在自体は、少なくとも一七世紀からは、日朝双方に明確に認知されていた。では、当時の人々はこの無人島が両国のいずれに帰属すると意識していたのか？」として、帰属意識について検証している。鎖国の時代に外国に行くのには「渡海免許状」が必要だがその免許状を江戸幕府が発行したことなどから「竹島=独島を日本領とみない通念は、明治初年まで続いた」と記している。また明治政府も帰属に諸説あることをふまえて「版図ノ論今其実ヲ視ズ」というぐらいだから、「明治初年には、「いまでもなく竹島=独島は日本の固有の領土」というような観念はまだなかったのである」としている。

韓国政府勅令 41 号第 2 条 (1900.10.25) の「(鬱陵)郡庁うい台霞洞におき、その区域は鬱陵全島と竹島・石島を管轄す」という文書を紹介し、1905 年に島根県が「無主」の竹島=独島を編入したという日本政府の見解に対する「反証として重要である」とこの節をまとめている。

(10)「帝国主義的な一九〇五年の日本編入」 竹島=独島を「竹島」と名づけ本邦所属と閣議決定したのが 1905.1.28、島根県知事がそれを受け「本件所属隱岐島司の所管」と公示したのが同年 2.22。梶村は「逆にいえばそれまで日本領土ではなかったのである」と書いている。日韓議定書が結ばれたのが 1904.2、第一次日韓協約で韓国を保護国化したのが同年 8 月、外交顧問だけ外国人（米人）にしたのは「国際世論に対するカモフラージュのためであった」。日本側が編入を島根県告示の形で発表したため、1906.3 まで韓国側はその事実を知らなかつたが、そのときはすでに「「朝鮮統監府」が機能はじめており、事実上の植民地統治期に入った後であった。（略）朝鮮側はぼんやりしていたのではないのである。一九〇六年から四五年までの間、朝鮮人民が抗議の権利すら奪われていたことについては、今日誰しも異論はないだろう」としている。

(11)「戦後の竹島=独島」

ここでは、アメリカが竹島=独島問題について場当たり的な対応をとったことが問題をより困難にしたことが書かれている。私は知らなかつたが、1948.6.30 には、竹島=独島に出漁中の韓国漁民 30 名が米軍の爆撃演習で死者 16 名重軽傷者 6 名を出す事件も起きている。

1952.1.18、李ライン宣言があつたが、「一九五二～五四年の間の猛烈な除外キャンペーンの中で、はじめて日本国民の間に「竹島固有領土論」が浸透したのである」

(12)「日韓条約と竹島=独島」（略）

(13)「国際法とは何か？」（略）

(14)「最近の事態」（略、1977.2.5 および 2.9 に福田首相が「竹島は一点の疑いもなき日本固有領土」と発言したことからまた竹島=独島問題が大きな問題となつたのである。）

(15)「おわりに」 「日本人にとっては、竹島=独島問題は、まず第一に膨張主義。植民地主義の思想の後始末である。戦後三十何年たつが、後始末なしでそれを自己運動させてきた以上、依然としてそうである。韓国民衆にとっては、それが自らの状況を根本問題から目をそらせる手段として利用される危険があるとしても、それは別問題である。るる述べたてきたように、竹島=独島問題に関するかぎり、韓国・朝鮮側の主張には相当の理があり筋がある。／この認識を前提としなければ、竹島=独島問題の解決はありえない。（略）／戦後の日本政府は、竹島=独島問題において、そもそも出発からまちがっていた。日本が一〇〇%正当、韓国・朝鮮が一〇〇%誤診という論理を小手先で構築して、甘くみた相手におしつけようとしたがうまくいかず、国民の認識を誤らせ、自らもその論理にしばられて身動きもできなくなり、危険な混迷を深めているのである。」

梶村さんらしい誠実な論文だと思う。更に私の個人的な感慨としては、当時、日本朝鮮研究所は大変な時期で、梶村さんに対する攻撃も行われていたなかで、地史「オールマイティー」として忙しい中でもこのテーマにも取り組まれた梶村さんに驚くのである。

＜堀和生論文＞

堀論文は、詳細なものでここで紹介するのは困難なので飛田の恣意的なピックアップ等をおこなう。先に書いたように全文を求めて読まれることをお勧めする。 目次は、以下のとおりである。

はじめに

第一章 竹島の認知と領収意識

第一節 朝鮮政府と江戸幕府の竹島認識

第二節 明治政府の竹島認識

第二章 日本の朝鮮辺境島嶼への侵入

第一節 鬱陵島をめぐる両国の葛藤

第二節 日本人による竹島漁業

第三章 日本の竹島領土編入

日本政府の軍事的要請

日本政府の官僚の判断

日本の告示と朝鮮側の対応

おわりに

「はじめに」 「本稿では研究方法として、まず川上健三の『竹島の歴史地理学的研究（1966）』を批判的に検討し、それと対置する形で論を展開してゆくこととする。この本を特に取上げた理由は、（一）日本における竹島に関する歴史研究のなかで、最も「実証的」な形態の大著であること、（二）著者は本書執筆当時、現職の外務省調査官であり、まさしく日本政府の要請によった研究であること、（三）本書が、現実に日本の竹島領有正当論の最大の典拠となっていること、等のためである。本稿の課題は、明治維新以後の日本が竹島とどのように関わったか、そして何故一九〇五年にそれを領土編入するに至ったかを明らかにすることである。（略）」川上は自著について、現実の紛争には全く関わりなく、竹島に関する事実関係をあくまで純然たる学問的態度で究明したとくり返し述べている。果たしてそうであろうか？」

第一章では川上の根拠を紹介したのちに、「川上の著作の大きな欠陥は、自己の干山島非存在節によって、一六世紀以降の多くの文献、地図中に登場する干山島をすべて否定してしまうことである」として、いくつかの例証をおこなっている。

そして、「以上あげた事実によって、川上の干山島非存在説がもはやなりたたないことは明らかである。即ち、朝鮮政府は一五世紀から竹島＝独島を干山島として自国領だと認識しており、混乱した時期もあったが、一九世紀末には再び領有意識を明確にしていたのであった」としている。

また江戸時代の地図についても分析して、次のように記している。

「（長久保赤水の「日本嶼地路程全図」1773、同「日本路程嶼地図」1778、について）この地図で特に注目されるのは、日本本土とその附属地にはすべて彩色をほどこしているが、竹島と松島は、朝鮮半島とともに彩色していないことである。（略）伊能忠敬の「大日本沿海嶼地全図」（1821年）には、竹島、松島ともに含まれていないのである。つまり、一七世紀半ばにはやや曖昧であったが、元禄期の朝鮮政府との交渉を経た後には、幕府は松島＝独島の存在を認知しているながら、それを日本領だと見ていなかつたのである。」

竹島＝独島は1849年にフランスに「発見」されチャンクール島と名づけられたが、明治政府は内部（陸軍、文部省、内務省等）で検討されたが、「当時の日本の最高国家機関たる太政官は、島根県と内務省が上申してきた竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットとする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言したのである。この指令は四月九日（1877年）付で内務省に伝えられ、現地でもこの問題に決着がつけられた。」

海軍についても分析をおこない、「一九〇〇年時点で日本の海軍水路部当局は、明らかに同島を日本領から除いていたのである。そして他方、日本海軍の『朝

鮮水路誌』一八九四年版と九九年版には、鬱陵島と並んでリアンコールト列岩が載せられている。つまり一九世紀末に、日本海軍の水路部当局が竹島＝独島を朝鮮領だと認識していたことは、疑いのないところである」としている。

第二章第一節では、「（鬱陵島への日本漁民の進出は）一九世紀末になり、日本の朝鮮侵略全面的に強化されることと軌をいつにしている。同時期日本による鉄道・鉱山等の利権獲得や、通貨権の侵害は愈々露骨になってきた。本稿に関わる漁業も、その例外ではない。（略）まさに官民一体となって、朝鮮沿岸の漁場へなだれ込んだのである。そしてそこには、そもそも朝鮮が外国であり、朝鮮漁民が生活しているのだという認識は、全くなかつたといわざるをえないである」「鬱陵島は朝鮮の辺境であったが故に、本土より早期に、日本帝国主義によって主権を侵害され支配されることになっていたのである。」

第二節では、川上健三が鬱陵島の朝鮮人が漁業を始めたのは、一九〇七年以降であるとしていることについても、充分な反証をおこなっている。

さて、第三章が核心部分になるのだが、紙数がなくなってきた。ここでは、1904年11月ソ連のバルチック艦隊対抗するために竹島＝独島に望楼建設と鬱陵島からの改訂電信線敷設を計画したが、冬季の工事ができなくて日本海海戦が始まったことも紹介している。

そして（？）、結論の部分を紹介して、何度も書いているが、ぜひ、論文をお読みいただきたいと思う。「一九〇五年日本政府は、行政措置によって竹島＝独島を自国領土に編入した。その行為を正当なものだとする主張には、二つの考え方がある。川上を代表とする多数意見は、竹島は近世初頭以来一貫して日本領であったので、一九〇五年の措置はただそれを再確認したにすぎないというものである。いまひとつの少数意見は、一九〇五年時点で竹島は完全に無主地であったので、それを先占したのだとするものである。前者については、一九七七年太政官が正式に同島を版図外だと断定したことなど、本稿ですべてが虚構であることを明らかにした。後者については、本稿中であげた事実の半分で覆えるであろう。すなわち、朝鮮は一五世紀から同島に領有意識をもっており、かつ一九〇五年の日本の措置につきそれを知ると直ちに反対の意思を示していた。紛争は、一九五二年ではなく、まさに領土編入の時点で起こっていたのであった。（略）領土問題とは、あくまで個別的に、そして徹底的に歴史的な視点から検討しなければならない。そして竹島＝独島の場合、その歴史的という言葉の範囲には、同島の領土編入にいたる直接的経過とともに、一九〇五年時点での日本と朝鮮が如何なる関係にあったのかまで含めなければならないのである。」